

# 基本計画書

基本計画									
事項	記入欄						備考		
計画の区分	短期大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン シートゥーシーグローバルエデュケーションジャパン 学校法人 C2C Global Education Japan								
フリガナ大学の名称	ヤマナシガクインタンキダイガク 山梨学院短期大学 (Yamanashi Gakuin Junior College)								
大学本部の位置	山梨県甲府市酒折二丁目4番5号								
大学の目的	<p>山梨学院短期大学は、法令に従い、食物栄養学及び保育学の理論とその応用とを教授研究し、豊かで創造的な人間性と実践力のある専門性を有する人間を育成することを目的とする。</p> <p>食物栄養科においては、食と栄養・食文化に関わる専門的な知識・技能・実践力を備えた人材を育成し、地域社会に貢献することを目的とする。</p> <p>保育科においては、児童福祉・幼児教育・初等教育に関わる専門的な知識・技能・実践力を備えた人材を育成し、地域社会に貢献することを目的とする。</p>								
新設学部等の目的	<p>本学は、地域に根ざした短期大学として昭和21年6月に山梨実践女子高等学院として開学して以来、地域の食と健康、幼児教育・保育に携わる人材を輩出してきたが、本学が開設する山梨県における人口の減少に鑑み、令和6年度から食物栄養科および保育科に係る入学定員を適正な規模とするため、入学定員を以下のとおり減少する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食物栄養科：入学定員 70人→60人 (△10人)</li> <li>・保育科：入学定員 110人→80人 (△30人)</li> </ul>								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設の時期及び開設年次	所在地	
	食物栄養科 (Department of Food and Nutrition)	2	60 (70)	—	120 (140)	短期大学士 (食物栄養学) (Associate degree of Food and Nutrition)	令和9年4月 第1年次	山梨県甲府市酒折二丁目4番5号	入学定員△10 収容定員△20
	栄養士コース (Course of Nutritionist)		40 (50)	—	80 (100)				(入学定員△10) (収容定員△20)
	パティシエコース (Course of Pâtissier)		20 (20)	—	40 (40)				(注) コースごとの知識、 栄養士及び製菓衛生師養成 課程の認定基準に基づくもの
	保育科 (Department of Child Care and Education)	2	80 (110)	—	160 (220)	短期大学士 (保育学) (Associate degree of Child Care and Education)	令和9年4月 第1年次	山梨県甲府市酒折二丁目4番5号	入学定員△30 収容定員△60
計		140 (180)	—	280 (360)					
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	<p>山梨学院大学 経営学部 経営学科 (入学定員増) 300人→310人 (10) (編入学定員増) 0人→10人 (10)</p> <p>国際リベラルアーツ学部 国際リベラルアーツ学科 (入学定員減) 110人→100人 (△10) (編入学定員減) 10人→0人 (△10)</p> <p>(収容定員関係学則変更：令和8年5月届出予定)</p>								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
		科目	科目	科目	科目	単位			

学部等の名称		基幹教員					基幹教員 以外の教員		
		教授	准教授	講師	助教	計	助手	(助手を除く)	
新 設 分	食物栄養科	4 (4)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	9 (9)	4 (4)	18 (18)	短期大学設置基準別 表第一イに定める基 幹教員数の四分の三 の数 4人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	9 (9)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計(a~b)	4 (4)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	9 (9)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当する者(a、b又はcに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計(a~d)	4 (4)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	9 (9)			
	保 育 科	4 (4)	6 (6)	8 (8)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	19 (19)	短期大学設置基準別 表第一イに定める基 幹教員数の四分の三 の数 8人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	6 (6)	8 (8)	0 (0)	18 (18)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計(a~b)	4 (4)	6 (6)	8 (8)	0 (0)	18 (18)			
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当する者(a、b又はcに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
計(a~d)	4 (4)	6 (6)	8 (8)	0 (0)	18 (18)				
計	4 (4)	6 (6)	8 (8)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	19 (19)		
既 設 分	専 攻 科 ( 保 育 専 攻 )	4 (4)	4 (4)	6 (6)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	4 (4)	大学改革支援・学位授与 機構の認定専攻科(平成 14年4月1日付認定) 〔学士(教育学)〕 根拠：学校教育法第104 条第4項第1号 (基礎となる学科：保育科)  大学改革支援・学位 授与機構の認定専攻 科が必要とする教員 の数 5人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	4 (4)	6 (6)	0 (0)	14 (14)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計(a~b)	4 (4)	4 (4)	6 (6)	0 (0)	14 (14)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当する者(a、b又はcに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計(a~d)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
計	4 (4)	4 (4)	6 (6)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	4 (4)	計の欄は実数を記載。	
合 計		8 (8)	9 (9)	10 (10)	0 (0)	27 (27)	4 (4)	37 (37)	合計欄は実数を記載。

職 種		専 属	そ の 他	計					
事 務 職 員		10 人 (10)	0 人 (0)	10 人 (10)					
技 術 職 員		0 (0)	0 (0)	0 (0)					
図 書 館 専 門 職 員		4 (4)	0 (0)	4 (4)					
そ の 他 の 職 員		7 (7)	0 (0)	7 (7)					
指 導 補 助 者		0 (0)	0 (0)	0 (0)					
計		21 (21)	0 (0)	21 (21)					
事 項		記 入 欄			備 考				
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用等	計				
	校 舎 敷 地	0 m <sup>2</sup>	240,503.20 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	240,503.20 m <sup>2</sup>				
	そ の 他	0 m <sup>2</sup>	70,705.90 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	70,705.90 m <sup>2</sup>				
	合 計	0 m <sup>2</sup>	311,209.10 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	311,209.10 m <sup>2</sup>				
校 舎	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用等	計	共用先：山梨学院大学 (収録積：28,560.51m <sup>2</sup> )				
		26,568.78 m <sup>2</sup> (26,568.78 m <sup>2</sup> )	15,405.48 m <sup>2</sup> (15,405.48 m <sup>2</sup> )	5,550.26 m <sup>2</sup> (5,550.26 m <sup>2</sup> )		47,524.52 m <sup>2</sup> (47,524.52 m <sup>2</sup> )			
教室・教員研究室		教 室	室	教員研究室	室				
図 書 ・ 設 備	新 設 学 部 等 の 名 称	図 書 〔うち外国書〕	電子ジャーナル 冊 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕	電子ジャーナル 種 〔うち外国書〕	機 械 ・ 器 具 点	標 本 点		
		( )	( )	( )	( )	( )	( )		
		( )	( )	( )	( )	( )	( )		
計		( )	( )	( )	( )	( )	( )		
ス ポ ー ツ 施 設 等	スポーツ施設		講 堂		厚生補導施設				
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>				
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
		教員1人当り研究費等		280千円	280千円	－千円	－千円	－千円	－千円
		共同研究費等		200千円	200千円	－千円	－千円	－千円	－千円
		図 書 購 入 費	210千円	200千円	200千円	－千円	－千円	－千円	－千円
	設 備 購 入 費	5,100千円	5,000千円	5,000千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
	1,280千円	1,280千円	－千円	－千円	－千円	－千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金、手数料収入、雑収入等。						

事 項		記 入 欄							備 考	
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	山梨学院短期大学							入学定員変更 令和5年度：100→80 (△20)  大学改革支援・学位授与機構 の認定専攻科（平成14年4 月1日付認定） 〔学士（教育学）〕 根拠：学校教育法第104 条第4項第1号 （基礎となる学科：保育科）	
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	学位又は称号	収容定員 充足率	開 設 年 度		所 在 地
		年	人	年次 人	人		倍			
	食物栄養科	2	70	—	140	短期大学士 （食物栄養学）	0.85	昭和23年度		山梨県甲府市酒折二丁目4番5号
	保 育 科	2	110	—	220	短期大学士 （保育学）	0.76	昭和42年度	山梨県甲府市酒折二丁目4番5号	
	専 攻 科（保育専攻）	2	25	—	50	学 士 （教育学）	0.94	平成14年度	山梨県甲府市酒折二丁目4番5号	
	大 学 の 名 称	山梨学院大学							入学定員変更 令和5年度：280→280 (△20) 令和6年度：280→240 (△20) 令和7年度：200→180 (△60) 令和8年度：180→200 (△20)  入学定員変更 令和6年度：320→330 (10) 令和7年度：330→360 (30) 令和8年度：360→300 (△60)  編入学定員変更 令和7年度：10→0 (△10)  入学定員変更 令和7年度：50→80 (30) 令和8年度：80→110 (30) 編入学定員変更 令和7年度：0→10 (10)  入学定員変更 令和5年度：170→190 (20) 令和6年度：190→200 (10) 令和8年度：200→210 (10)	
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	学位又は称号	収容定員 充足率	開 設 年 度		所 在 地
		年	人	年次 人	人		倍			
	法 学 部 法 学 科	4	200	—	880	学 士 （法 学）	1.20	昭和37年度		山梨県甲府市酒折二丁目4番5号
	経 営 学 部 経 営 学 科	4	300	—	1,310	学 士 （経 営 学）	1.24	昭和40年度		山梨県甲府市酒折二丁目4番5号
	健康栄養学部 管理栄養学科	4	40	—	160	学 士 （栄 養 学）	1.01	平成22年度		山梨県甲府市酒折二丁目4番5号
	国際リベラルアーツ学部 国際リベラルアーツ学科	4	110	3年次 10	310	学 士 （国際リベラルアーツ）	1.02	平成27年度		山梨県甲府市酒折二丁目4番5号
	スポーツ科学部 スポーツ科学科	4	210	—	800	学 士 （スポーツ科学）	1.20	平成28年度	山梨県甲府市酒折二丁目4番5号	
	大 学 の 名 称	山梨学院大学大学院								
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	学位又は称号	収容定員 充足率	開 設 年 度		所 在 地
		年	人	年次 人	人		倍			
	社会科学研究科 公共政策専攻 （修士課程）	2	20	—	40	修 士 （公共政策）	0.32	平成7年度	山梨県甲府市酒折二丁目4番5号	
	附 属 施 設 の 概 要	なし								

# 学校法人 C2C Global Education Japan 設置認可等に関わる組織の移行表

令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員		令和9年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
山梨学院短期大学				→	山梨学院短期大学				
食物栄養科	70	—	140		食物栄養科	60	—	120	入学定員変更 (△10)
保育科	110	—	220	保育科	80	—	160	入学定員変更 (△30)	
計	180		360	計	140		280		
山梨学院短期大学 (専攻科)					山梨学院短期大学 (専攻科)				
専攻科 (保育専攻)	25	—	50	専攻科 (保育専攻)	25	—	50		
計	25		50	計	25		50		
山梨学院大学				→	山梨学院大学				
法学部 法学科	200	—	800		法学部 法学科	200	—	800	
経営学部 経営学科	300	—	1,200	経営学部 経営学科	310 <sup>3年次</sup>	10	1,260	入学定員変更 (10) 編入学定員変更 (10)	
健康栄養学部 管理栄養学科	40	—	160	健康栄養学部 管理栄養学科	40	—	160		
国際リベラルアーツ学部 国際リベラルアーツ学科	110 <sup>3年次</sup>	10	460	国際リベラルアーツ学部 国際リベラルアーツ学科	100	—	400	入学定員変更 (△10) 編入学定員変更 (△10)	
スポーツ科学部 スポーツ科学科	210	—	840	スポーツ科学部 スポーツ科学科	210	—	840		
計	860 <sup>3年次</sup>	10	3,460	計	860 <sup>3年次</sup>	10	3,460		
山梨学院大学大学院				→	山梨学院大学大学院				
社会科学研究科 公共政策専攻 (M)	20	—	40		社会科学研究科 公共政策専攻 (M)	20	—	40	
計	20		40	計	20		40		